

# 令和7年（不）第1号事件 命令書の概要について

## 1 当事者

申立人 : X組合

被申立人 : Y法人

## 2 救済申立日

令和7年（2025）年1月27日

## 3 事案の概要

本件は、申立人が、被申立人による以下の行為が不当労働行為に該当するとして救済を申し立てたものである。

- (1) 被申立人が、申立人が発出した質問事項等についての回答を各々の団体交渉（以下「団交」という。）開催の前日に行ったこと。
- (2) 被申立人が、3つの文書を発出し、いたずらに団交再開を遅らせたこと。  
うち、1つの文書は、組合とその上部団体との関係をないがしろにするものであること。
- (3) 全5回の団交において、被申立人が、議題の要となる人物を参加させず代理人等の参加に終始したこと。
- (4) 被申立人が、団交に上部団体が出席することについて、「団交開始の5分前から」「団交終了後の5分後まで」と制限したこと。
- (5) 被申立人が、申立人が学内で会議や打合せをすることを禁止したこと。
- (6) 被申立人が、申立人の発言を理由に第5回団交の途中で団交中止を宣言し、退席したこと。

## 4 命令主文の概要【一部救済】

- (1) 被申立人は、命令書交付の日から14日以内に、申立人が令和6年12月17日に申し入れた団交に応じなければならない。
- (2) 被申立人は、命令書交付の日から14日以内に、被申立人の行為が不当労働行為と認定された旨の文書を申立人に交付しなければならない。
- (3) 被申立人は、速やかに当委員会に(1)及び(2)の履行について文書で報告しなければならない。
- (4) 申立人のその余の申立ては棄却。